

県単基幹水利施設等緊急補修事業

○ 目 的

基幹水利施設等の緊急補修を行う市町村又は土地改良区に対し補助を行い、土地改良施設の適正管理と農業用水の安定供給を確保することを目的とする。

○ 事業内容

予測不可能な突発的な事故、故障等に対する緊急的な復旧、補修事業。

○ 採択要件

- ・ 国・県営土地改良事業により造成された施設のうち、次に掲げる施設
 - ①ダム及びその附帯施設
 - ②①に直結する幹線管水路（パイプライン）
 - ③②以外の受益戸数2戸以上の管水路
 - ④揚水機場
 - ⑤排水機場及び排水樋門
- ・ 他の補助事業の適用を受けないものであること。
- ・ 緊急的に復旧、補修を行わなければ第三者に甚大なる被害を及ぼす恐れのあるもの又は施設の適正管理、農業用水の安定供給が妨げられるものであるものその他知事が特に必要と認めたものであるもの。
- ・ 事業費が 40 万円以上であること。但し、対象施設の③及び④においては、事業費が 20 万円以上であること。

○ 事業主体

土地改良区（①～⑤）、市町（①、②、⑤）

○ 補助率

県
1/2

【農地整備課水利施設担当】